

防衛大臣・小泉進次郎様

陸自「現地情報隊」による違憲・違法な個人情報収集活動の 徹底調査と実態公表を求め、その活動の全面的中止を求める ——国家情報局・会議の解散と「スパイ防止法」制定策動の中止を求める——

2026 年 7 月 25 日

日本平和委員会

熊本日日新聞によれば、陸上自衛隊中央情報隊（東京・埼玉、朝霞駐屯地）の対外情報部門「現地情報隊」の元隊員の証言と内部資料により、同部隊が大学教授や NPO 法人関係者らを対象に、「愛国心」など思想信条の情報を調査・収集していたことが明らかになった。報道によれば、これらの情報は、本人の同意なく集められ、「個人 BSD（ベーシックソースデータ）報告書」と呼ばれる文書には、対象者の顔写真や学歴、職歴、家庭環境といった基本情報のほか、異性との交際関係、資産や負債などの金銭状況、日ごろの金銭感覚、賞罰、犯罪歴、趣味、嗜好（飲食、喫煙、飲食物、アレルギー等）、対日本感情、対自衛隊感情、思想・信条（思想傾向・愛国心・公德心、規律心等）などを記載する項目（計 41 項目）がある。このファイルは朝霞駐屯地内で少なくとも数千人分が保管・共有されているが、公文書として扱われず、防衛大臣や政治家、官僚などには知らせていないとされる。元隊員は、「性的嗜好に限らず酒やたばこ、女好きなどを利用して接触する機会をつくることができる。女性隊員もいるため、それを利用して接触することもある。情報を得る手段の線引きはない。実際にお金に困っている人には交通費などの名目でお金を渡すこともある。予算は情報活動費として公にされていない」と証言しているという。海外での軍事作戦の遂行に関わる現地情報などを収集する任務を持った同部隊が、情報にアクセスできる者をエージェント（協力者）として獲得するために、対象となりうる人物の弱点や嗜好を調査・データ化していた可能性がある。

これらが事実であるとするならば、これは個人の尊厳を明記した憲法 13 条とその下で認められてきたプライバシー権（自己に関する情報をコントロールする権利）を踏みにじり、また、個人情報保護法が本人の信条などの要配慮個人情報は本人の同意なく取得してはならないとしていることに反し、国家権力・実力組織が血税を使って市民の思想・信条やプライバシーにかかわる情報を収集し、施策の推進に利用してきたものであり、違憲・違法の暴挙と言わねばならない。国家権力・実力組織が個人の思想信条にかかわる事項を調査・収集することは、思想及び良心の自由（19 条）、信教の自由（20 条）、集会・結社・表現の自由（21 条）などを脅かすものである。これが、国家権力による差別と分断、弾圧・排除に利用される危険がある。すでに、陸自情報保全隊の市民

監視・情報収集活動については、仙台高裁判決（2016 年 2 月）で、「個人がみだりに自らの情報を取得され、第三者に公表されない自由は、人格権として法的保護に値する」と、これを違法行為として断罪している。しかも、「現地情報隊」の行っていた情報収集活動は、対象の嗜好や弱点を把握して情報収集活動に協力させようとするものであり、国家権力が恫喝や利益誘導によって市民を支配しようとするものであり、断じて許されない。しかも、「現地情報隊」はこれを何らの法的根拠もなく、防衛大臣や官僚に報告することもなく行っていたとされる。だとすればこれは、文民統制を逸脱した、憲法 66 条違反の軍事組織の無法な暴走と言うべきものである。

以上の点を踏まえ、私たちは次のことを要求する。

- ① 小泉防衛大臣は「現時点で不適切な活動を行ったことは確認されていません」などと述べているが（7 月 24 日の記者会見等）、報道によれば自衛隊による活動は防衛大臣・官僚にも知らせないことを前提に行われており、事実の確認はそう簡単なことではないと思われる。まずは小泉防衛大臣が「現時点」で行っている事実確認の具体的な方法・内容を明らかにされたい。報道されている事実は何の程度確認されているのか？ それをどのように法的に評価するのか？ 明らかにされたい。
- ② 本件はすでに述べたようにわが国の最高法規である憲法に抵触して引き起こされた可能性のある重大問題である。政府は関連する自衛隊の情報活動の実態をあらためて全面的に明らかにし、国民の前に公表すべきである。前提として「個人 B S D（ベーシックソースデータ）報告書」などの破棄、証拠隠滅などが行われるこのないよう、資料の保存・公表を命ずるべきである。
- ③ もし報道されている活動が事実であると確認された場合には、これらを推進してきた責任者と関係者の処分を含め、今後二度と同じ違憲・違法の行為が繰り返されないための方策を政府として取り、その内容を明らかにすべきである。
- ④ 現在報じられている「現地情報隊」により行われたとされる活動は、法的根拠をもたないものだが、仮に政府・与党等が成立を目指している「スパイ防止法」が今後制定されれば、国家情報局を通じて、こうした市民の思想信条・プライバシーにかかわる情報収集活動が「合法的」に行われることになりかねない。この点、政府としての見解を明らかにされたい。私たちは、国家情報局・会議の解散と「スパイ防止法」制定策動の中止を求めるものである。